

広島県告示第四百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第千三百三十一号で認可した広島圏都市計画下水道事業呉公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年五月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業呉公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月十九日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十七年十二月十五日広島県告示第千三百三十一号の事業地のうち、呉市広名田一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成十七年十二月十五日広島県告示第千三百三十一号の事業地のうち、呉市広名田一丁目地内において事業地を変更する。